

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】平成30年8月16日(2018.8.16)

【公開番号】特開2018-105097(P2018-105097A)

【公開日】平成30年7月5日(2018.7.5)

【年通号数】公開・登録公報2018-025

【出願番号】特願2016-255959(P2016-255959)

【国際特許分類】

E 04 H 6/18 (2006.01)

【F I】

E 04 H	6/18	6 0 1 A
E 04 H	6/18	6 0 1 G
E 04 H	6/18	6 0 9

【手続補正書】

【提出日】平成30年6月15日(2018.6.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

利用者の識別番号が記憶されているカードから該識別番号を読み取る読み取り手段と、前記読み取り手段によって読み取られた前記識別番号に基づく認証が成功した場合に、利用者による機械装置に対する動作指示の入力を受け付ける操作手段と、前記読み取り手段により前記識別番号を識別できる期間より長い第1所定期間以上、前記利用者の識別情報が読み取られた場合に、前記利用者のユーザ認証を行なうユーザ認証手段とを具備するカードリーダダシステム。

【請求項2】

前記読み取り手段は、前記識別番号を読み取る期間を計時する計時手段を具備する請求項1に記載のカードリーダダシステム。

【請求項3】

前記ユーザ認証手段は、

既に前記識別番号を認証している期間において、認証中の前記識別番号を前記読み取り手段により前記識別番号を識別できる期間より長い第2所定期間計時した旨の情報を受信した場合に、認証中の前記識別番号を認証解除させる請求項2に記載のカードリーダダシステム。

【請求項4】

前記ユーザ認証手段は、

既に前記識別番号を認証している期間において、認証中の前記識別番号とは異なる他の前記識別番号を、前記第1所定期間より長い第3所定期間を計時した旨の情報を受信した場合に、既に認証している前記識別番号から前記他の前記識別番号に認証を交代させる請求項2または請求項3に記載のカードリーダダシステム。

【請求項5】

前記読み取り手段は、前記カードの前記識別情報の読み取り可能範囲が設定されており、

前記カードの前記識別情報が、前記読み取り可能範囲外となった場合に、前記識別番号及び、前記計時手段による前記識別番号を読み取った期間の情報を出力する請求項2から請求項4のいずれかに記載のカードリーダダシステム。

【請求項 6】

前記計時手段により、前記読み取手段が前記識別番号を読み取った期間が、前記第1所定期間以上と検出された場合に、前記読み取手段は読み取った前記識別番号の情報と、前記第1所定期間の情報を出力する請求項2から請求項5のいずれかに記載のカードリーダシステム。

【請求項 7】

前記読み取手段において、前記カードの前記識別番号を読み取らせている期間において、前記計時手段により計時した前記識別番号の停滞時間と、検出した前記識別番号の情報を複数回出力する請求項2から請求項6のいずれかに記載のカードリーダシステム。

【請求項 8】

請求項1から請求項7のいずれかに記載のカードリーダシステムを具備し、

前記機械装置は、格納庫との間で搬送される車両が入庫又は出庫する乗入室が設けられる機械式駐車装置とする機械式駐車システム。

【請求項 9】

利用者の識別番号が記憶されているカードから該識別番号を読み取る第1工程と、

読み取られた前記識別番号に基づく認証が成功した場合に、利用者による機械装置に対する動作指示の入力を受け付ける第2工程と、

前記第1工程により前記識別番号を識別できる期間より長い第1所定期間以上、前記利用者の識別情報が読み取られた場合に、前記利用者のユーザ認証を行う第3工程とを有するカードリーダシステムの制御方法。

【請求項 10】

利用者の識別番号が記憶されているカードから該識別番号を読み取る第1処理と、

読み取られた前記識別番号に基づく認証が成功した場合に、利用者による機械装置の機械動作の指示の入力を受け付ける第2処理と、

前記第1処理により、前記識別番号を識別できる期間より長い第1所定期間以上、前記利用者の識別情報が読み取られた場合に、前記利用者のユーザ認証を行う第3処理とを有するカードリーダシステムの制御プログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を解決するために以下の手段を採用する。

本発明の第一態様は、利用者の識別番号が記憶されているカードから該識別番号を読み取る読み取手段と、前記読み取手段によって読み取られた前記識別番号に基づく認証が成功した場合に、利用者による機械装置に対する動作指示の入力を受け付ける操作手段と、前記読み取手段により前記識別番号を識別できる期間より長い第1所定期間以上、前記利用者の識別情報が読み取られた場合に、前記利用者のユーザ認証を行うユーザ認証手段とを有するカードリーダシステムである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

本発明の第三態様は、利用者の識別番号が記憶されているカードから該識別番号を読み取る第1工程と、読み取られた前記識別番号に基づく認証が成功した場合に、利用者による機械装置に対する動作指示の入力を受け付ける第2工程と、前記第1工程により前記識別番号を識別できる期間より長い第1所定期間以上、前記利用者の識別情報が読み取られ

た場合に、前記利用者のユーザ認証を行う第3工程とを有するカードリーダシステムの制御方法である。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

本発明の第四態様は、利用者の識別番号が記憶されているカードから該識別番号を読み取る第1処理と、読み取られた前記識別番号に基づく認証が成功した場合に、利用者による機械装置の機械動作の指示の入力を受け付ける第2処理と、前記第1処理により、前記識別番号を識別できる期間より長い第1所定期間以上、前記利用者の識別情報が読み取られた場合に、前記利用者のユーザ認証を行う第3処理とを有するカードリーダシステムの制御プログラムである。